

学校いじめ防止 基本方針

いじめは、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。

北海道中標津支援学校

（令和5年11月一部改訂）

令和6年度 北海道中標津支援学校 学校いじめ防止基本方針

いじめ対策委員会

0 基本的なおさえ

「北海道中標津支援学校 学校いじめ防止基本方針」は、いじめ防止対策推進法及び、北海道いじめ防止基本方針に則り、作成するものとする。

1 いじめ防止対策推進法（抜粋）

第2条（いじめの定義）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第2条の2

「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

第4条（いじめの禁止）

児童等は、いじめを行ってはいけない。

2 基本方針

- （1）「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な方法である」との強い認識を持つ。
- （2）いじめの芽は、どの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持つ。
- （3）すべての児童生徒がいじめを行わないように、児童生徒の理解を深め未然防止に努める。
- （4）いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、早期発見し、適切な指導を行うとともに、保護者・関係機関・地域との連携に努める。

3 いじめの要因・構造と態様

（1）いじめの要因・構造

- ・いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものである。
- ・いじめは、パワハラやセクハラ、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ・いじめは、加害と被害という二者関係ではなく、「被害者」を中心に「加害者」、はやし立てたり面白がったりする「観衆」、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の四層構造からなり、その複雑さから、いじめは潜在化したり深刻化したりする。
- ・いじめを行う背景には、「イライラ感や無気力感を伴うストレス」、「友人等との嫌なできごとなどのストレスをもたらす要因」、「競争的な価値観」などがある。

（2）いじめの態様

□いじめの態様には、以下に挙げるものなどが考えられる。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

4 学校及び教職員、保護者の責務

（学校の責務）

- ・教育活動全体を通じ「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」という集団作りに努める。
- ・他人を思いやり、互いに認め合う力や円滑なコミュニケーションを図ることができる力を育てる。
- ・他者から認められていると感じる「居場所づくり」、他者の役に立っていると感じる「絆づくり」の取組を進める。
- ・規範意識や自他の生命を尊重する心を育むとともに、挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。
- ・児童生徒一人一人の生命と人権を尊重し、SOSを出しやすい環境設定に努める。
- ・いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で、組織的に対応する。

（教職員の責務）

- ・児童生徒の理解を深め、信頼関係を構築する。
- ・いじめを看過したり軽視したりすることなく、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で対応する。
- ・児童生徒のいじめにつながるような言動を厳に慎む。
- ・生徒指導に関する研修会などに積極的に参加し、成果を共有するなど適切に対応できる力を身に付ける。
- ・いじめを行った児童生徒による、いじめを受けた児童生徒への謝罪のみでいじめが解決したとするのではなく、好ましい集団活動を取り戻せるよう取組を進める。

（保護者の責務）

- ・家庭や地域社会のなかで自分の果たすべき役割があること、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むことができるように心がける。
- ・発達段階や実態に応じて、基本的な生活習慣や社会生活のルール、マナーを身に付けさせる。
- ・生活の変化や不安を感じる兆候があったときには、共感的に理解するとともに学校をはじめ関係機関に相談し、連携しながら、解消に努める。
- ・学校と連携して、適切な方法によりいじめ問題の解決につなげる。
- ・保護する児童生徒がいじめを行った場合、同じ過ちを繰り返すことがないように学校と連携して見守り、支える。

5 具体的な取組と対応

（1）取組及び対応等について

ア 未然防止

□教職員は次の通り基本認識を持つ。

- ・いじめは人間として絶対に許さないという強い認識にたつ。
- ・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行う。
- ・いじめ問題は学校の在り方が問われる問題である。
- ・関係者が一体となって取り組む。
- ・毎朝の学年打ち合わせや掲示板、学舎連携において生徒の様子について交流を図る。

- ・児童生徒が主体的に取り組める活動、学年や風紀委員会の「オアシス運動」、ボランティア活動など、日頃からいじめを生まないように思いやりの心を育む。
- ・規律（授業参加、姿勢、習慣）、学力（学び方、わかる授業、活躍や参加ができる授業）、自己有用感（他者の役に立つ、認められている、大切にされている）を意識した実践を心がける。
- ・児童生徒同士が相互理解を深められるような活動を計画的に行う。

イ 早期発見

・いじめ入力フォーム（毎月実施）

- ・いじめアンケート（年2回）や学級、HRにおける個人面談などによる調査。
※各種アンケートや面談等では、個の特性に十分配慮した丁寧な聞き取りを行う。
- ・保護者懇談などによる連携
- ・定期的に児童生徒への面談等を行い、児童生徒の思いや抱えている問題などについて情報を得よう努める。
 - ①いじめアンケート後（年2回）
 - ②生徒指導部主導による児童生徒相談週間（5月、10月）
 - ③児童生徒面談（随時）
- ・学年会や学部会、打合せなどでの児童生徒の様子などの情報交流、教育相談等の機会を最大限に活用し、児童生徒の小さな変化をつかむ。（特別な調査に依存することなく、普段の態度、関わり方を見直すこと。）
- ・報告、連絡、相談を徹底する。
- ・速やかな教職員への情報共有（臨時職員会議、朝の打ち合わせなど）
- ・寄宿舎職員との日常的な情報交換・共有の徹底。

ウ いじめに対する適切な対応

■いじめの内容が重大事態と判断される場合は、以下の対応に加え、（４）重大事態への対処についても同時進行で実施する。

□いじめ対策委員会の設置

校長、教頭、生徒指導主事、主幹教諭、以下当該児童生徒の関係者（必要に応じてSCやSSW、警察などの外部機関を含む）、及び、事案等に応じて部主事、学年主任、教務主任、担任、寮務主任、棟運営部、室担、外部機関などで構成し、各事案の対応及び指導を行う。（生徒指導委員会の運営計画参照）

□いじめ対策委員会の役割

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・許さない環境づくり
- ・いじめの早期発見と見逃しゼロのため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口を設置する。
(積極的認知・いじめ入力フォーム・Google アカウントでの相談窓口)
- ・いじめ事案の対処のため、児童生徒の特性や家庭環境などを最大限考慮し、事実関係を正確に調査・記録・共有する。
- ・いじめの背景、経緯、加害児童生徒の特性などに十分配慮した上で、指導の観点や方法を導き出し、具体的な指導を実施する。
- ・被害児童生徒のトータルケアと親切丁寧な保護者対応、加害児童生徒のトータルケア及び指導と保護者への適切な助言を行う。
- ・いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。

エ いじめの解消

(いじめの解消)

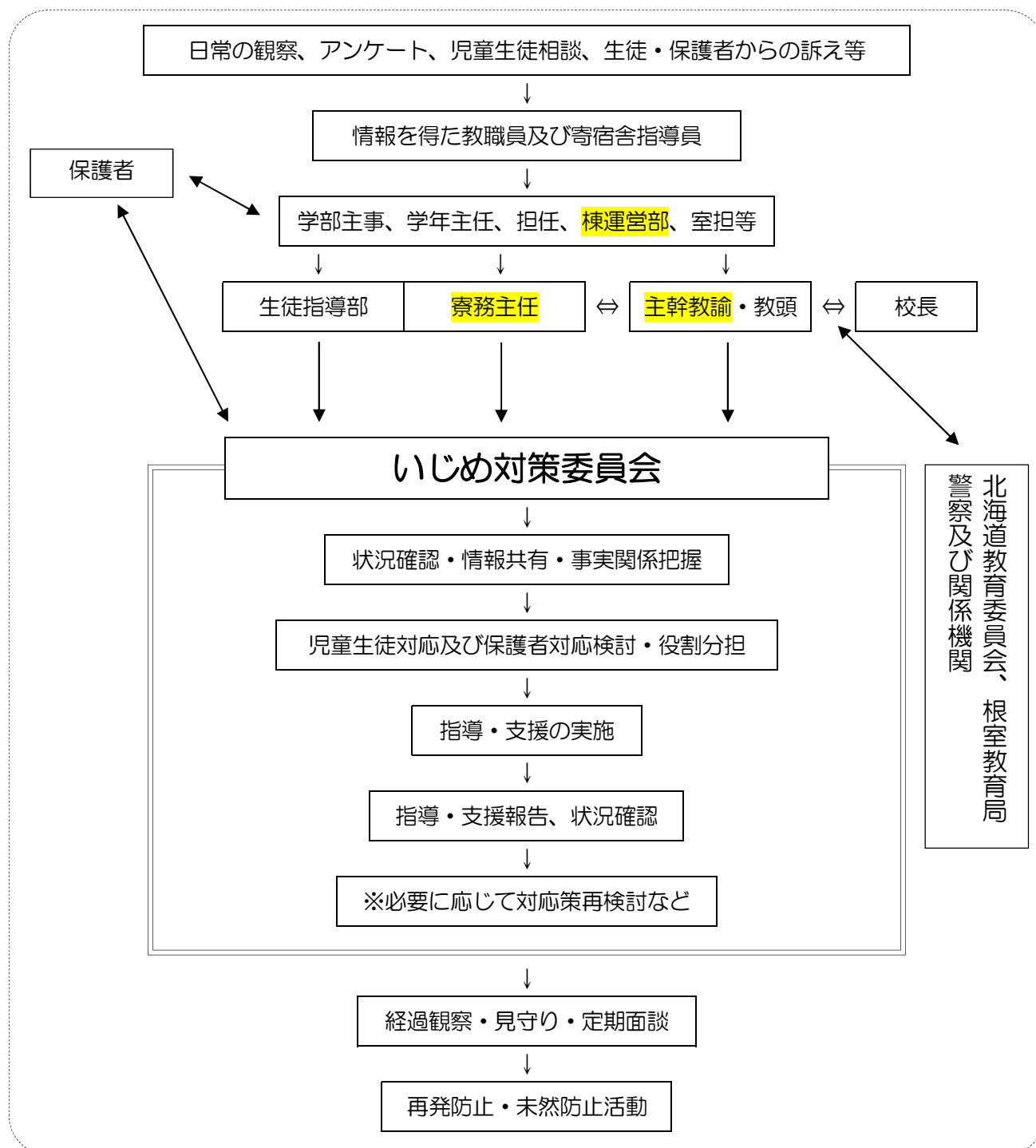
□いじめの解消とは、以下の二つの要件が満たされている必要がある。

- ①被害児童生徒へのいじめ行為が止み、相当の期間が経過していること
(少なくとも3カ月を目安とする)

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

※解消と判断した場合であっても、日常的な声掛けや定期的な面談等を行い、当該児童生徒のケアを継続的に行う。

オ いじめ対策及び対応フローチャート



- (2) 定期的にいじめ対策委員会を開催する。各学期末にいじめ防止に関する各種取り組みや、いじめの対応などを適切に行ってきたかの確認を行う。また、いじめが発生した場合のその後の児童生徒の状況を定期的に確認し、適切な対応を行う。

【年間計画】

4～5月：学校いじめ防止基本方針について全校周知、児童生徒の実態把握

6月：第1回いじめアンケートの実施及び対応、教育相談アンケート実施及び対応

7月：いじめ対策委員会定例会議（1学期の確認）

生徒指導部だより（第1回いじめアンケート結果の公表）

11月：第2回いじめアンケートの実施及び対応、教育相談アンケート実施及び対応

12月：いじめ対策委員会定例会議（2学期の確認）

生徒指導部だより（第2回いじめアンケート結果の公表）

3月：いじめ対策委員会定例会議（3学期の確認）

年間のまとめと課題検討

毎月：いじめ入力フォームの内容についての検討・HP掲載

※その他、必要に応じて随時開催することとする。

（3）取組評価

【チェック項目】

- ☐ 日々の教育活動において、全職員が各児童生徒の様子をきめ細かく把握し、学年打ち合わせや掲示板を有効利用し、小さなサインを見逃さないように取り組んでいるか。
- ☐ 日頃から児童生徒が気軽に何でも相談できる雰囲気と体制づくりがされているか。
- ☐ 寄宿舍、保護者と常に連絡を密にして児童生徒の様子について共通理解を深めているか。
- ☐ いじめアンケートを正確に実施し、当該児童生徒と保護者に対して丁寧な聞き取りと対応を行っているか。
- ☐ いじめアンケートの結果を教職員で共有し、適切に対応しているか。
- ☐ いじめ問題の重大性をすべての教職員が認識し、未然防止（人権教育、道徳教育、体験教育、特別活動等）に組織的に取り組んでいるか。
- ☐ いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議や校内研修などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- ☐ いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実にし、学校全体で組織的に対応しているか。
- ☐ いじめ問題が発生した場合に迅速かつ適切に対応しているか。
- ☐ 学校評価に位置付けられている項目に対して適切に対応しているか。

（4）重大事態への対処

（重大事態とは）

ア 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害をおった場合
- ・高額の金品を奪い取られていた場合 など

イ 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は状況により判断する。

ウ 「児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあった場合」

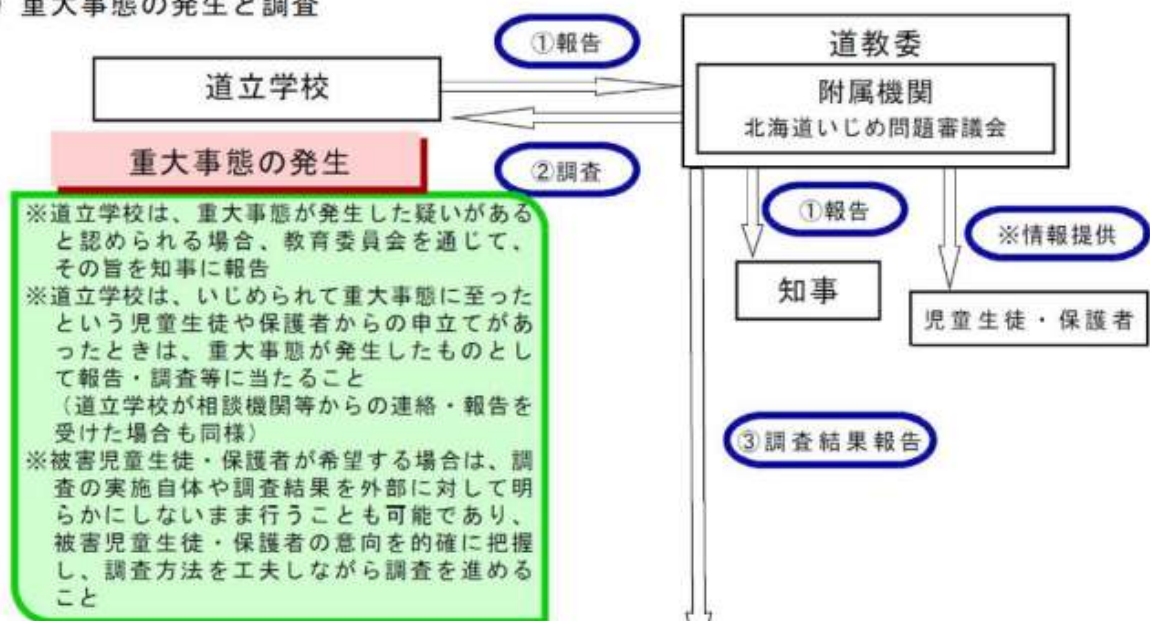
- ・（4）のアまたはそれに類する行為や被害があったと訴えがあった場合

（連絡体制について）

- ・本人、保護者から重大事態と判断される、もしくは疑われる内容の訴え等があった場合、休日や長期休業中、夜間などに関わらず迅速に管理職へ報告するとともに関係者及び関係機関と対応を協議する。

(対応フローチャート)

○ 重大事態の発生と調査



○ 知事による再調査



6 点検・見直し

【意見聴取】

(1) 児童生徒

- ・生徒総会において、議案審議の議題に取り上げ、全校生徒から意見を聴取する。
- ・年度末に、本校のいじめ対策における取組の成果や課題を聴取する。

(2) 保護者

- ・学期ごとにアンケートを実施し、全保護者から意見を聴取する。
- ・入学時の学校提出資料に基本方針とアンケートを同封し、意見を聴取する。

(3) 地域住民

- ・PTA 総会や学校公開説明会などで出席者から意見を聴取する。

【実施時期】

☐ 年度末

☐ 学期ごと

☐ 北海道教育委員会や根室教育局から通知があった場合